

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



今回の宿題は積替えの「収集運搬基準」でしたね。では、確認していきましょう。

宿題Q、次の産業廃棄物収集運搬車の表示義務について誤っているものはどれか。

- (1) 産業廃棄物の収集又は運搬に供する運搬車である旨とは「産業廃棄物収集運搬車」等の表示である
- (2) 「氏名又は名称」と「許可番号」は90ポイント以上の大きさの文字で表示し、「許可番号」については下6桁以上で表示しなければならない
- (3) 市町村が自ら運搬を行う車両は表示を行わなくてよい
- (4) 委託されて産業廃棄物を運搬する場合の車両には「産業廃棄物収集運搬車」「氏名又は名称」「許可番号」の3項目の表示でよい
- (5) 自己の産業廃棄物を運搬する場合の車両には「産業廃棄物収集運搬車」「氏名又は名称」の2項目の表示でよい

【解説】

平成17年4月1日から産業廃棄物運搬車への表示及び書面の備え付け（携帯）が義務付けられている。（省令第7条の2の2）

運搬車への表示と書面の携帯は、産業廃棄物収集運搬業の許可業者が委託を受けて運搬する場合だけでなく、排出事業者が産業廃棄物の自己運搬を行う場合も必要となっている。

産業廃棄物を運搬する際は、運搬車に下記の項目を表示する必要がある。

表示事項

排出事業者が自己運搬を行う場合

「産業廃棄物の収集又は運搬に供する運搬車である旨」

「氏名又は名称」

許可業者が委託を受けて運搬する場合

「産業廃棄物の収集又は運搬に供する運搬車である旨」

「氏名又は名称」

「許可番号（下6桁）」

正解（3）

この問題は日ごろ収集運搬業務をやっている皆さんであれば即答だったと思います。次も自社の車両表示を思い浮かべれば簡単かも知れません。

Q、次の産業廃棄物収集運搬車両の表示義務について誤っているものはどれか。

- (1) 産業廃棄物のみを取り扱う場合において、産業廃棄物の収集又は運搬に供する運搬車である旨とは「産業廃棄物収集運搬車」等の表示でよい
- (2) 表示は車両の両側面に行っていれば、前後面に行わなくてよい
- (3) 特別管理産業廃棄物を取り扱う場合であっても、産業廃棄物の収集又は運搬に供する運搬車

～廃棄物処理問題～

である旨とは「産業廃棄物収集運搬車」等の表示であり、「特別管理」を加える「特別管理産業廃棄物収集運搬車」とする必要はない

- (4) 特別管理産業廃棄物を取り扱う場合の表示は文字及び数字の色彩は黒色、地の色彩は黄色で表示しなければならない
- (5) 産業廃棄物を取り扱う場合の表示は、識別しやすい色の文字で表示しなければならない

【解説】

車両表示については、特に特別管理産業廃棄物を収集運搬する場合、普通の産業廃棄物と異なる特別な規定はない。

正解 (4)

昭和の終わりから平成の10年代あたりまでは、全国各地で大規模な不法投棄が相次ぎ、産業廃棄物に対する世間の風当たりが非常に強い時代でした。

多くの許可業者は真面目にやっていたのに、世間は「産廃」と言うだけで悪者扱いした時代です。そこで、変にこそこそやるから不審の目で見られる。不正なことなど一つも無い、堂々と「私は産業廃棄物を運搬しているんだ」と表明していこうという趣旨もあったと思います。

なので、一般の人が見て判ることが第一条件。そのため、文字の大きさや「識別しやすい色の文字」ということまで規定されています。

そのような趣旨ですから、詳細に特別管理産業廃棄物を別扱いにする必要はありません。よって、普通の産廃の収集運搬車両で特管産廃も運搬可能です。また、以前にも紹介しましたが掲示する許可番号は他の都道府県でもそのまま使えるように「全国共通の下6桁」とした経緯もあるようです。



さて、今回の宿題は廃棄物処理法では一番知られている条文から出題です。



宿題Q

次のうち、廃棄物処理法第16条の投棄禁止について、誤っているものはどれか。

- (1) 投棄禁止は、事業者、廃棄物処理業者などの事業活動に伴うものに限られ、一般人は対象とならないものである
- (2) 投棄禁止は、一般廃棄物、産業廃棄物にかかわらずすべての廃棄物が対象となるものである
- (3) 投棄禁止は、事業場内、廃棄物中間処理場、廃棄物最終処分場にかかわらず、場所の使用形態にかかわらず対象となるものである
- (4) 投棄禁止は、自己所有地、借地など、場所の権利関係にかかわらず対象となるものである
- (5) 投棄禁止は、土地に埋めることのみならず、大量の廃棄物を地上に放置していた場合も対象となるものである